



新たな技能実習制度の施行状況について

平成30年6月5日
法務省入国管理局
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

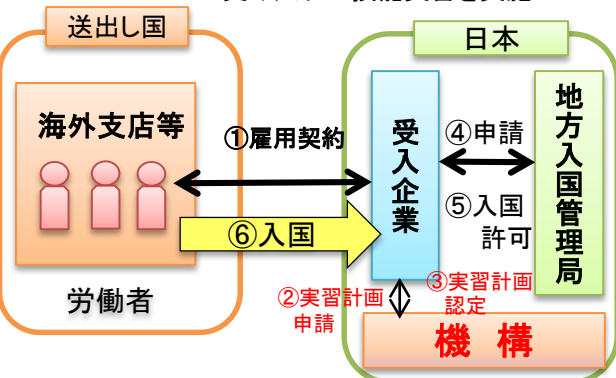
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

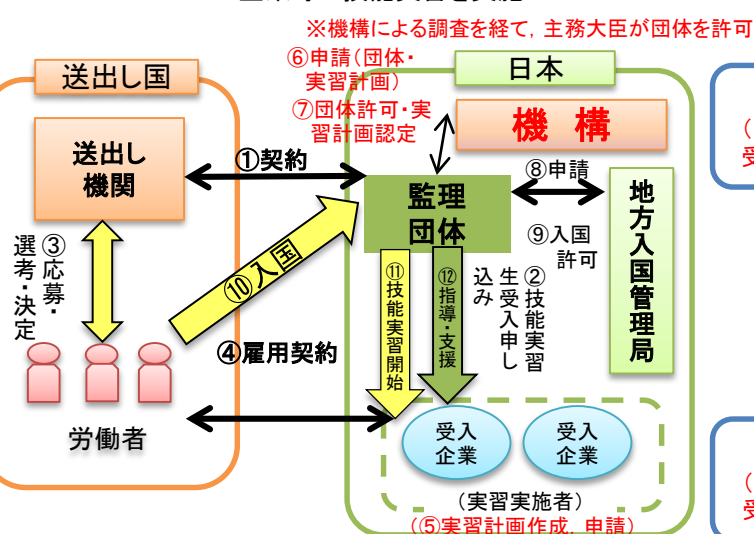
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約27万人在留している。
※平成29年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

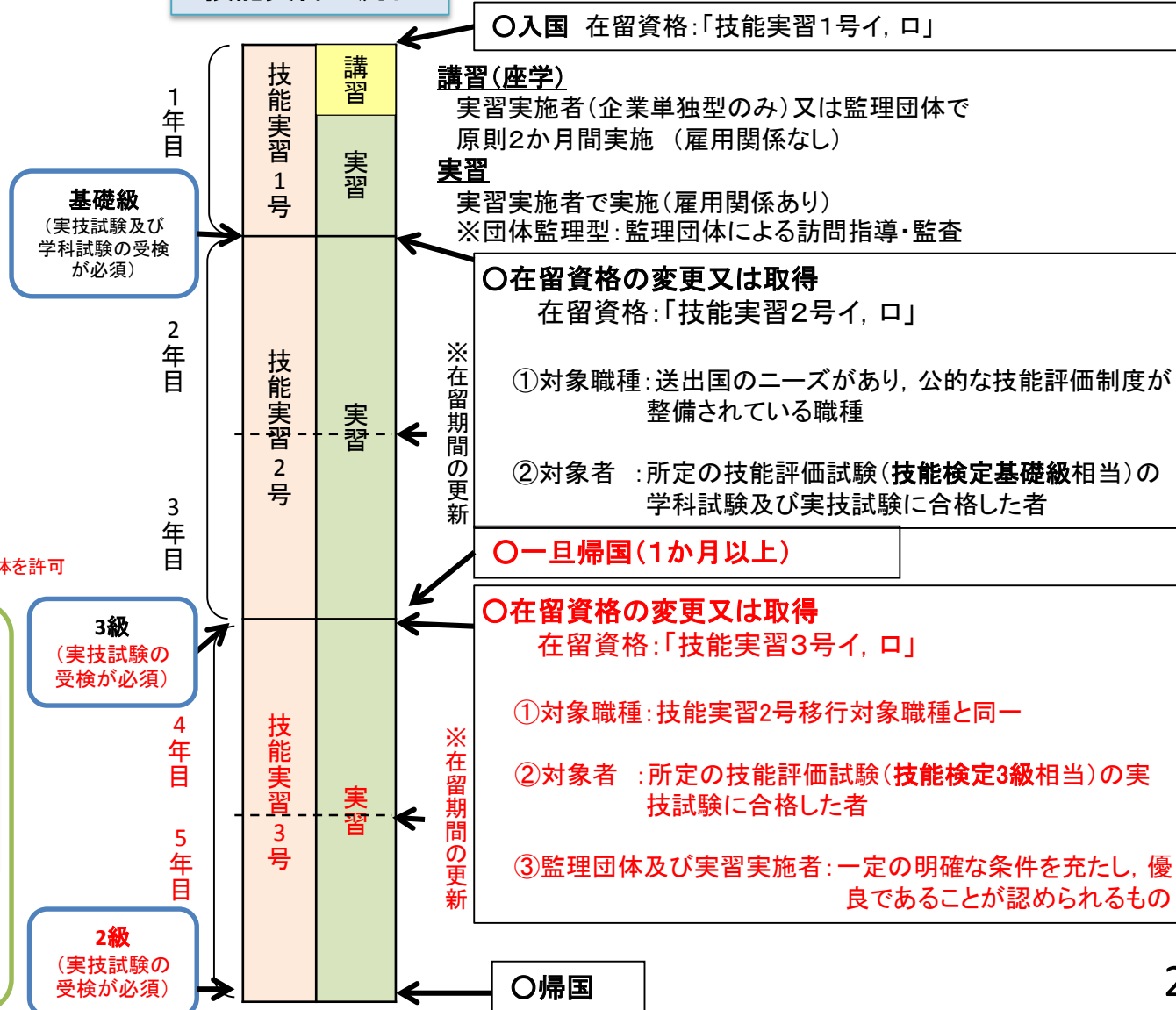
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府（当局）間の取決めがない
保証金を徴収している等の不適正な
送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任
が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である（公財）国際研修協力
機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制
が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

（注） 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長
又は再実習
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数
枠の拡大
- ③ 対象職種の拡大

3年間 ⇒ **5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで等**）

地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成30年5月25日現在）

申請件数	許可件数
2,299件	2,144件（うち農業職種879件） うち一般監理事業（※1） 783件（農業職種378件） うち特定監理事業（※2） 1,361件（農業職種501件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年5月11日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	4,884件	3,678件
団体監理型（※4）	159,690件	105,370件
計	164,574件	109,048件

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収，違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

**作成状況
(H30.4月時点)**

ベトナム（H29.6月），カンボジア（H29.7月），インド（H29.10月），フィリピン（H29.11月）
ラオス（H29.12月），モンゴル（H29.12月），バングラデシュ（H30.1月），スリランカ（H30.2月）
ミャンマー（H30.4月）

参考資料

- ・2号移行対象職種
- ・技能実習生数の推移 等

技能実習2号移行対象職種（平成29年12月6日時点 77職種139作業）

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業＊	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業＊	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業＊	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖作業
養殖業＊	

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上り施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーベット系床仕上げ工事作業
	銅製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工＊	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係（9職種14作業）

職種名	作業名
缶詰巻締＊	缶詰巻締
食鳥処理加工業＊	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業＊	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業＊	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業＊	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業＊	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転＊	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転＊	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造＊	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造＊	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーベット製造＊	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーベット製造作業
	ニードルパンチカーベット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製＊	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鑄物鑄造作業
	非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他（13職種25作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接＊	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造＊	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	バッド印刷作業
自動車整備＊	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護＊	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業（1職種1作業）

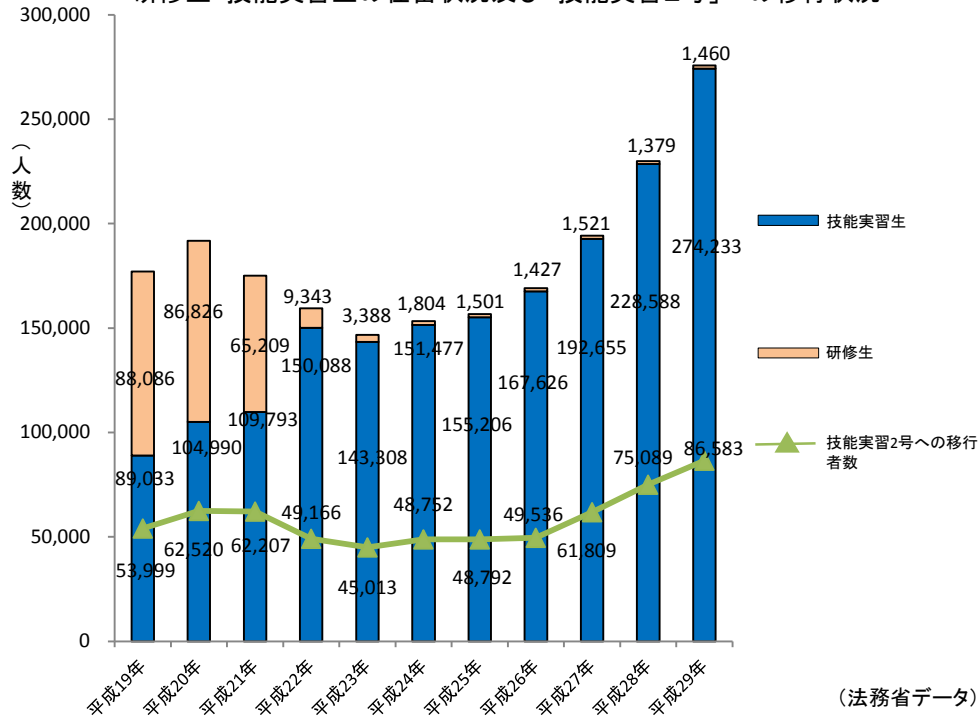
職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング＊	航空機地上支援作業

（注）＊の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

技能実習制度の現状

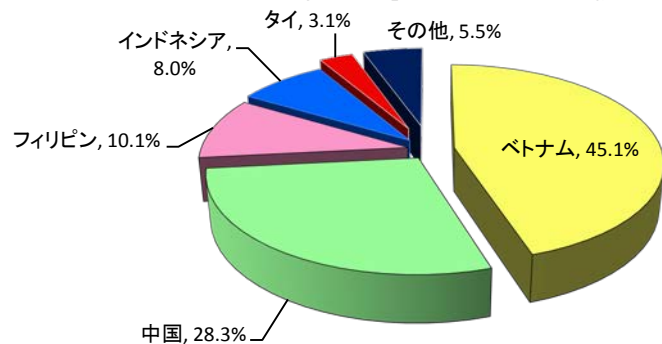
- 1 平成29年末の技能実習生の数は、274,233人
※技能実習2号への移行者数は、86,583人

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



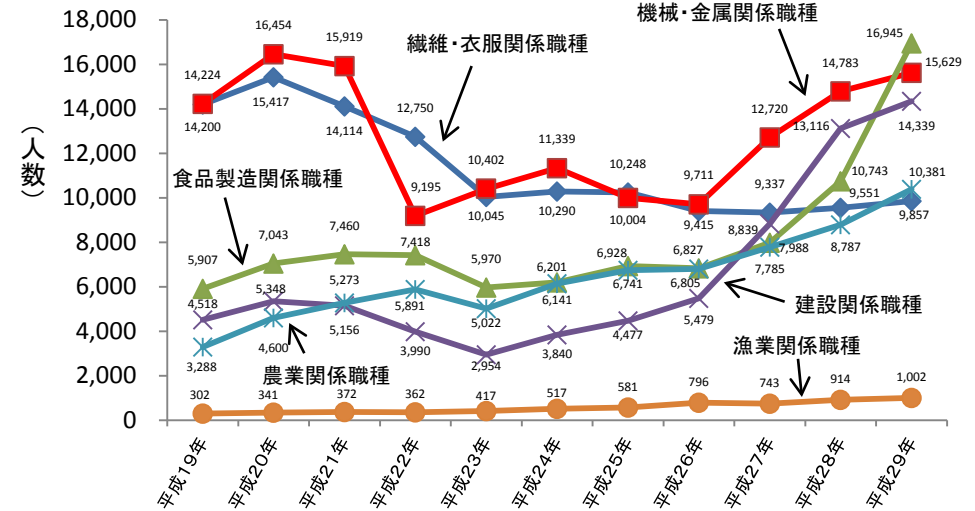
- 2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成29年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



- 3 全体で77職種あり、「技能実習2号」への移行者が多い職種は、
①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係

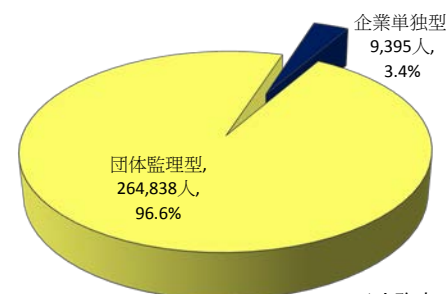
職種別「技能実習2号」への移行者数



(法務省データ)

- 4 団体監理型の受入れが96.6%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



平成28年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)

